

庁舎案内

平塚市役所（本館）

MAP②・⑦C-1

●組織改正等により、各課の名称・配置は変更する可能性があります。訪問先の場所などは、電話や本館1階受付案内などで確認してください。



- 〒254-8686 平塚市浅間町9-1
- ☎0463-23-1111
- 午前8時30分～午後5時
- 休日=土・日曜日、祝日、12/29～1/3

8階	議会局
7階	デジタル推進課/協働推進課/文化・交流課/人権・男女共同参画課/教育総務課/教育施設課/学校給食課/学務課/教職員課/教育指導課/社会教育課/スポーツ課
6階	まちづくり政策課/交通政策課/開発指導課/建築指導課/都市整備課/みどり公園・水辺課/建築住宅課/土木総務課/道路管理課/道路整備課/下水道経営課/下水道整備課
5階	契約検査課/庁舎管理課/産業振興課/農水産課/商業観光課/市民情報・相談課/環境政策課/環境保全課/環境施設課/選挙管理委員会事務局/農業委員会事務局/市政情報コーナー
4階	秘書課/広報課/危機管理課/企画政策課/財政課/マイナンバー推進課/資産経営課/行政総務課/職員課/監査委員事務局
3階	災害対策課/消防総務課/予防課/消防救急課/情報指令課/マイナンバーカード交付窓口
2階	納税課/市民税課/固定資産税課/平塚税務署(☎22-1400)/屋外広場 法務局証明サービスセンター(西湘二宮支局☎70-1125)/レストラン/コンビニエンスストア
1階	市民課/ご遺族サポートコーナー/平塚市消費生活センター(午前9時30分～午後4時)/ 外国籍市民相談(文化・交流課)/福祉総務課/高齢福祉課/地域包括ケア推進課/ 障がい福祉課/生活福祉課/介護保険課/保育課/こども家庭課/ 青少年課(青少年育成担当)/保険年金課/会計課/市税等納付窓口(午前9時～午後4時)/ 電子証明書交付窓口/受付案内/多目的スペース/授乳室/公衆電話

※農水産課みなど水産担当は平塚市水産物地方卸売市場内

毎月第4土曜日の午前8時30分～正午、住所異動の手続き(転入・転居・転出)とその関連業務を対象に、本館1階の一部窓口を開きます。

広告

製館・あんこ MAP7区 A-1

～おかげさまで湘南平塚であんこ一筋76年～

株式会社 鈴木製館所

創業から変わらないこだわりを大切に、一つ一つ心を込めて丁寧にお作りしています。

■平塚市豊原町19-14
■TEL:0463-31-0051 ■FAX:0463-31-2198
■営業時間/9:00～16:00 ■定休日/水曜日・日曜日
■URL:www.suzukiseian.com

電気工事 MAP6区 A-5

電気設備・設計・施工

有限会社 あきでん

【業務内容】電灯動力工事、高圧受変電工事、エアコン工事、オール電化工事、太陽光発電工事、地デジアンテナ工事(状況によって対応出来ない場合あり)

■平塚市中原1-18-11
■TEL:0463-31-5244 ■FAX:0463-31-1494
■E-mail:akiden@sea.plala.or.jp
お気軽にお問い合わせください。

P あり

市役所別館

MAP②・⑦C-1

- 浅間町12-1
- 午前8時30分～午後5時
- 休日=土・日曜日、12/29～1/3

2階 収集業務課



消防署本署

MAP②・⑦C-1

- 浅間町9-1
- 午前8時30分～午後5時(消防署管理担当)
- 休日=土・日曜日、祝日、12/29～1/3

2階 消防署管理担当/警備第一、二、三課

※警備第一、二、三課は災害等緊急対応に備えるため、24時間体制としています。



駐車場

MAP②・⑦C-1

市役所と文化ゾーンの各駐車場は、市役所本館(レストラン、コンビニエンスストア、法務局証明サービスセンター、平塚税務署を含む)・別館・消防署本署・中央図書館・博物館・美術館・青少年会館・教育会館・旧横浜ゴム平塚製造所記念館(八幡山の洋館)を利用し、駐車券に認証を受けると90分以内は無料で利用できます。

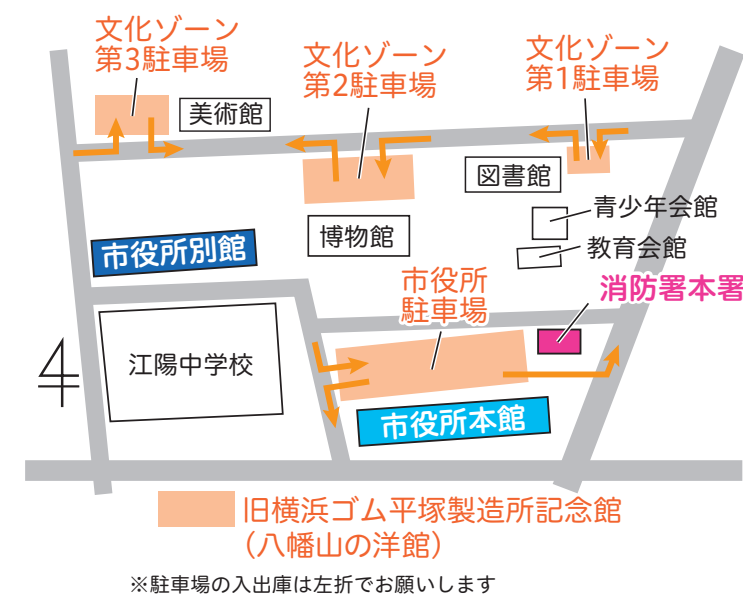
駐車場の利用時間	利用者	利用者以外
90分以内	無料	1時間につき 300円
90分を超えて 30分につき	100円	
4時間を超えて 1時間につき	200円	
最大料金	1,200円	1,500円

●利用時間 午前8時～午後10時

●認証の方法

- ①駐車場入り口で発券される駐車券を受け取り、用事のある窓口までお持ちください。
- ②窓口で駐車券を職員に提示してください。
- ③窓口や受付案内などで認証を受け、出庫してください。

※障がいがある方への料金の減免などもあります。詳しくは市ウェブをご覧ください。



広告

電気工事 MAP4区 C-2

総合電気設備工事

ヒカリ電設株式会社

総合電気設備 設計・施工

■平塚市南金目14-7
■TEL:0463-58-8065 ■FAX:0463-59-2480
■E-mail:hikari.d@mg.scn-net.ne.jp
建設業許可届出第566010号

P あり

住民登録

問い合わせ
市民課
☎21-8772

戸籍と住民登録

必要書類は、個々の状況により違う場合があります。手続きの前に、市民課にご連絡ください。なお手続きの際は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど、外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書)をお持ちください。

戸籍に関する届出

●印は、加入者、申込者または該当者のみです。

種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
出生届	生まれた日を含めて14日以内	出生証明書、母子健康手帳、健康保険証、児童手当の振込先が確認できるもの(通帳等) ●印	父または母など
死産届	死産した日から7日以内	死産証書	死産児の父・母など
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡診断書 ●国民健康保険被保険者証 ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●後期高齢者医療被保険者証 ●障がい者手帳 ●介護保険被保険者証 ●各種医療証 ●印	同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主など
婚姻届	届出をした日から法律上の効力が発生	●国民健康保険被保険者証 ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●マイナンバーカード ●障がい者手帳 ●各種医療証 ●印	夫・妻
離婚届	届出をした日から法律上の効力が発生 ※裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	裁判離婚の場合は別に添付書類が必要 ●国民健康保険被保険者証 ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●マイナンバーカード ●障がい者手帳 ●各種医療証 ●印	夫・妻 ※裁判離婚の場合は申立人
入籍届	届出をした日から法律上の効力が発生	家庭裁判所の許可書の謄本 ●国民健康保険被保険者証 ●各種医療証 ●マイナンバーカード ●障がい者手帳 ●印	入籍者 ※15歳未満の場合は法定代理人
転籍届	届出をした日から法律上の効力が発生	なし	戸籍筆頭者およびその配偶者

※戸籍届は、市民窓口センターではお受けできません。市民課(108番窓口)にお越しください。

住民登録に関する届出

●印は、加入者、申込者または該当者のみです。

種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届 (市内に引っ越してきたとき)	引っ越してきた日から14日以内	転出証明書(前の住所地で発行されたもの)、●在学証明書(小・中学校) ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●各種医療証 ●障がい者手帳 ●マイナンバーカード ※海外からの転入の場合、転入する全員分のパスポートまたは航空券の半券(帰国日の確認をします)、戸籍謄本と戸籍の附票(本籍が平塚市以外の場合)をご持参ください。転出証明書は不要です。	本人または世帯主
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越しする前	●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●印鑑登録証 ●各種医療証 ●障がい者手帳 ●マイナンバーカード(海外へ転出する方のみ)	
転居届 (市内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内	●在学証明書(小・中学校で学区が変わるとき) ●国民健康保険被保険者証 ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●各種医療証 ●障がい者手帳 ●マイナンバーカード	
世帯変更届 (世帯主が変わったとき、世帯を合併または分離したとき)	変更のあった日から14日以内	●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●各種医療証	

※住民異動届は、市民窓口センターではお受けできません。市民課(108番窓口)にお越しください。

※外国人の方は、住所異動する方全員の在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

印鑑登録

市民課 ☎21-8773

登録申請

印鑑登録は、本人が直接申請するのが原則です。ただし、病気やその他のやむを得ない理由により申請できないときは、代理人でも申請できます。申請するときは市民課(109番窓口)にお越しください。登録する印鑑と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。

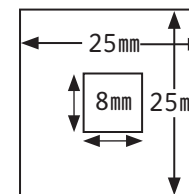
申請すると、申請者が本人であること、また本人の意思によるものであるかどうか確認するため、後日、申請者本人の住所地に照会書(回答書と代理人選任届)を郵送します。その回答書、申請した印鑑と本人確認書類を持って、指定の期限内に再度お越しください。

登録が完了するまでには数日かかります。ただし、申請者本人が窓口にお越しになり、次の方法で本人確認できる場合は、当日に登録できます。

- ①マイナンバーカード、運転免許証など(写真が貼ってあり、プレスまたは割り印などによって証明されている身分証明書で官公署発行のもの。有効期限のある書類は、有効期限内のものに限る。)を持参したとき。
- ②申請者が本人であることを保証する保証人がいるとき。印鑑登録をしている方が保証人となりますので、必ず申請者本人と一緒にお越しください。保証人となる方の実印(登録印)、印鑑登録証、印鑑登録証明書(コピー不可)、本人確認書類が必要です。なお、保証人が平塚市で印鑑登録をしている場合は、印鑑登録証明書の添付が省略できます。

●次のような印鑑は登録できません。

- 1辺が8mm以上25mm以内に収まらないもの
- 外枠が欠けているもの
- ゴム印、プレス印などの印鑑で変形しやすいもの
- 指輪などに刻印しているもの
- 文字の判読が困難なもの
- 本人の氏名以外の文字および模様があるもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- 職業、資格など氏名以外の事項が入っているもの
- さかさ彫りのもの



印鑑登録証明書(印鑑証明)の交付申請

窓口にある印鑑登録証明書交付申請書に記入し、印鑑登録証を提示してください。印鑑をお持ちになる必要はありません。印鑑登録証をお持ちになれば代理人でも委任されたものと見なし、申請できます。

印鑑登録証の紛失・盗難・再登録

印鑑登録証が盗難または紛失されたときは、すぐに市民課へ届け出てください。印鑑登録証の再交付が必要なときは、新規登録と同じ手続きが必要です。また再登録料として300円の手数料がかかります。

住所の異動や死亡・廃止

印鑑登録者本人が市外に転出したときや、死亡したとき、婚姻により氏の変更があったとき、または成年被後見人となったとき(ただし、意思能力を有する者は再登録申請可)は登録を廃止します。印鑑登録証はお返しください。

ご遺族サポートコーナー

市民課 ☎75-9607

死亡に伴う手続きのご案内や申請書の作成補助など、ご遺族の負担の軽減につながるようなサポートを市民課(106番窓口)で行います。ご利用の際は事前にご予約いただくことで、より詳細な手続きのご案内が可能です。詳しくは市ウェブをご確認ください。



▲二次元コード

住民票・戸籍の証明

市民課 ☎21-8773

証明書が必要な方は、市民課(109番窓口)またはお近くの市民窓口センターにお越しください。連絡先などはP72をご覧ください。市民課および駅前市民窓口センターにおける住民票の写しなどの交付手数料の支払いの際、電子マネーなどが利用できます。

証明の種類	手数料
印鑑登録証明書 ^{※1}	1通300円
住民票の写し ^{※1} (広域交付を含む)、住民票記載事項証明書、年金現況届	1通300円
戸籍の全部事項証明書 ^{※1※2} 、個人事項証明書 ^{※1} 、戸籍一部事項証明書	1通450円
除籍および改製原戸籍の謄本 ^{※2} ・抄本、除籍一部事項証明書	1通750円
戸籍電子証明書 ^{※3※4}	1通400円

証明の種類	手数料
除籍電子証明書 ^{※3※4}	1通700円
戸籍の附票の写し ^{※1}	1通300円
戸籍記載事項証明書	1項目350円
除籍記載事項証明書	1項目450円
戸籍届書の記載事項証明書、 戸籍届出の受理証明書	1通350円
上質紙を用いた戸籍届出の受理証明書 (婚姻等) ^{※4}	1通1,400円
身分証明書、独身証明書	1通300円
不在住・不在籍証明書	1通300円
住居表示変更証明書	無料

※1 コンビニエンスストアなどで取得できる証明書
 ※2 広域交付対象の証明書。ただし請求者は本人、配偶者、直系尊属または直系卑属(本人等請求)に限ります。
 ※3 同一事項の戸籍・除籍の謄本若しくは抄本または戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料はかかりません。
 ※4 市民窓口センターではお取り扱いしておりません。

住居表示番号(住所)の申請

問 市民課 ☎20-8062
 住居表示を実施している地区では、建物に番号を付け、その番号を住所としています。
 住居表示実施区域内に建物を新築または建替えをするときは、市で住居番号(住所)を決定するため、付番の申請が必要です。申請書と建物の図面などを**市民課(107番窓口)**へお持ちになるか、郵送してください。申請書は市ウェブからダウンロードすることもできます。
 対象となる地区や申請方法についての詳細は、**市ウェブ**をご覧ください。

コンビニ交付

問 市民課・固定資産税課
 マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できます。
●利用できる方
 平塚市に住民登録があり、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード^{※1}またはスマートフォン^{※2}をお持ちの方。
 ※1 マイナンバーカード受け取りの際に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。
 ※2 スマートフォン用電子証明書を申請した際に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。
●利用できるコンビニエンスストアなど
 セブン-イレブン、ローソン(ローソン・スリーエフを含む)、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ(生活彩家、くらしハウス、スリーエイトを含む)、マックスバリュ東海
 ※マルチコピー機を設置している店舗のみ。

●利用できる時間
 午前6時30分～午後11時(各店舗の営業時間内に限ります)

※証明書③④は、平日午前8時30分～午後8時(12/28と1/4は午前8時30分～午後5時)および土・日曜日、祝日午前9時～午後5時。
 ※12/29～1/3および臨時的なシステムメンテナンス日などは利用できません。システムメンテナンス日については、市ウェブにてご確認ください。

●取扱証明書・手数料

証明の種類	手数料	備考
①住民票の写し	1通300円	●本人分および世帯員分が取得できます。 ●除票、住所や氏名変更の履歴、住民票コードおよび備考欄の記載のある住民票の写しは取得できません。
②印鑑登録証明書	1通300円	●平塚市で印鑑登録されている方が取得できます。印鑑登録申請はP37をご覧ください。
③戸籍全部事項証明書・ 戸籍個人事項証明書	1通450円	●平塚市に住民登録があり、かつ、平塚市内に本籍のある方が取得できます。 ●除籍および改製原戸籍の証明書は取得できません。
④戸籍の附票の写し	1通300円	●平塚市に住民登録があり、かつ、平塚市内に本籍のある方が取得できます。 ●除籍および改製原戸籍の証明書は取得できません。
⑤市民税・ 県民税証明書 (所得証明)	1通300円	●最新年度のものに限ります。 ●申告がないと取得できません。 ●課税基準日(1月1日)に平塚市に住民登録がある方が対象です。

●注意事項
【利用上の注意】
 ●誤って取得した証明書は、交換や返金できません。十分ご確認の上、発行してください。
 ●証明書が複数枚となった場合、ホチキス留めされません。取り忘れのないようご注意ください。
 ●暗証番号を連続で3回間違えるとロックがかかり、利用ができなくなります。
 ●暗証番号のロックがかかったときや、暗証番号を忘れたときは、暗証番号の再設定が必要です。
【利用ができない場合】
 ●マイナンバーカードを受け取った当日や、住所の異動、氏名を変更した当日は利用できません。翌日からの利用となりますので、ご注意ください。
 ●15歳未満および成年被後見人の方などは、コンビニ交付の利用ができません。

【その他】
 ●市民課(109番窓口)および市民窓口センターの窓口で印鑑登録証明書を請求する場合は、従来どおり印鑑登録証の提示が必要です。大切に保管してください。

●問い合わせ
 コンビニ交付は、利用者自らがマルチコピー機を操作し、証明書を取得するものです。利用にあたっての詳細は次の担当課までお問い合わせください。
▶証明書①～④についての問い合わせ
 市民課 ☎21-8773
▶証明書⑤についての問い合わせ
 固定資産税課 ☎21-8768

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 マイナンバーカード交付窓口 ☎23-1111(内線2306)

マイナンバーカードがあれば・・・

- 顔写真付きの身分証明書になる
- 健康保険証として利用できる
- コンビニで各種証明書を受け取れる
- オンラインで行政手続きができる

健康保険証としての利用

令和6年秋に現在の健康保険証は原則廃止され、マイナンバーカードに一体化されます。マイナポータルで利用登録の手続きが必要です。
 ※マイナンバーカードを持たない人は、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を受け取ることができます。

コンビニで証明書を取得できる

マルチコピー機を使って、住民票の写しや所得証明書などの各種証明書を取得できます。詳しい利用方法は、市ウェブの「コンビニ交付」のページでご確認ください。



カードの申請方法

まだカードを申請していない方は、次のいずれかの交付申請書を利用してお申込みください。
 ①J-LIS(地方公共団体情報システム機構)または県後期高齢者医療広域連合から送付された二次元コード付個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
 ②平成27年10月中旬以降に送付された通知カードに付属している個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

交付申請書をなくしてしまった場合

●申請書IDが分かる場合はオンライン申請ができます。
 ●自身のマイナンバーが分かる場合、申請書をダウンロードして郵送による申請ができます。
 ※上記のどちらも困難な場合は、市役所の窓口でマイナンバーカード交付申請書を再発行します。

暗証番号を忘れた・ロックがかかった場合

暗証番号を変更したい、番号を忘れてしまった、番号を間違えてロックがかかってしまった。そのようなときは窓口で初期化・再設定の手続きが必要です。市役所または平塚西郵便局(南金目1259番地)でお手続きください。
●ご本人がお越しの場合
 マイナンバーカードをお持ちください。新たに設定する暗証番号を端末に入力して暗証番号を再設定します。

●代理人がお越しの場合(市役所のみ)
 窓口へ2度お越しいただきます。最初に照会書を本人に送付する手続きを行いますので、本人のマイナンバーカードと代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください。

マイナンバーカードの更新

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期限は年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。有効期限の満了を迎える方には、2～3カ月前に更新の案内を送付します。案内にしたがい、ご予約の上お越しください。

マイナンバーカードを紛失した場合

まず、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)に連絡してマイナンバーカードの機能の一時停止をしてください。
 その後、市役所へ紛失届を提出する必要があります。カードの再交付申請も同時に手続きが可能ですので、持ち物等について市役所へお問合せ下さい。なお、自宅外で紛失した場合や盗難に遭った場合は、事前に警察へ遺失届又は盗難届を提出し、受理番号を控えてください。

ごみ・リサイクル

ごみの収集

分別収集

市では、限りある資源を有効に使っていくため、ごみの分別収集をしています。これは、私たちの子どもや孫たちへ美しい緑や貴重な資源を少しでも多く残していくために必要なことです。また、ごみの分別収集は資源の有効活用と循環型社会の形成につながる取り組みです。ぜひ、ご協力ください。

ごみの出し方

曜日と時間(収集日の早朝から午前8時30分までの間)を守り、必ず居住する地域内のごみ集積所に出してください。なお、資源とごみの出し方・収集日程・持ち込み先など詳しくは市ウェブ(右の二次元コード)をご確認ください。



種類	主な物品	出し方・注意点
古紙類	新聞、チラシ、雑誌、本類、段ボール、牛乳などの紙パック(牛乳、ジュース、酒類の紙パック)、その他の紙類(名刺以上の大きさ)	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞、雑誌、本類、段ボールはそれぞれ、ひもで縛って、その他の紙類は、紙袋などに入れて、散らばらないようにして出してください。チラシは新聞と一緒に出せます。 ●箱類は開いて体積が減るようにしてください。 ●ビニール袋は使わないでください。 ●ティッシュペーパーなどの箱はビニール部分を取って出してください。 ●紙パックは洗って切り開き、専用コンテナ(水色)に出してください。プラスチック製のふたは外し、容器包装プラスチック(プラクル)に出してください(注ぎ口はそのままかまいません)。 ●感熱発泡紙製の点字書籍や印刷物は可燃ごみに出してください。 ●雨天でも回収します。
空き缶類	缶類 [1辺の長さが25cm以内のもの]	<ul style="list-style-type: none"> ●空き缶類は中身を空にして専用コンテナ(黄色)に出してください。 ●スプレー缶、卓上ガスボンベは使い切って出してください(お困りの場合は、収集業務課までお持ち込みください)。 ●缶はつぶさずに出してください。
金属	やかん、なべ、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジその他金属でできているもの [1辺の長さが25cmを超える空き缶類]	<ul style="list-style-type: none"> ●金属は専用コンテナ(黄色)のそばに出してください(コンテナの外側に置いてください)。 ●自転車は「資源」と表示した貼り紙を付けてください。 ●石油ストーブ、ファンヒーターは電池、灯油を抜いてから出してください。
ビン	酒類、飲料水、調味料 化粧品のビン(乳白色素材を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふたを外し、中身を空にして専用コンテナ(灰色)に出してください。 ●ビンは横にしてコンテナに入れてください(コンテナの赤線までとしてください)。 ●割れたビン、板ガラス、グラス、蛍光灯、電球は不燃ごみに出してください。 ●ビールビンなどのリターナブルビンは購入店にお返しください。
布類	衣類、カーテン(布製)、毛布	<ul style="list-style-type: none"> ●雨の日には出さないでください(濡れると資源になりません)。 ●まとめてひもで縛るか、紙袋などに入れて出してください。 ●ビニール袋には入れないでください。 ●ふとんは「布類」では出せません。「粗大ごみ(有料)」です。 ●汚れのひどいものは30cm以内に裁断してひもで束ねて可燃ごみに出してください。
廃食用油	使用済みの天ぷら油	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトルに入れてふたをして専用コンテナ(緑色)に出してください。 ●ペットボトル以外は容器として使用しないでください。
ペットボトル	清涼飲料、乳飲料、しょうゆなどの特定調味料、酒類、本みりんのボトルのみ (♻️表示があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふたとラベルを取り、中をゆすぎ、つぶして透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●厚手の袋(土のう袋、米袋、肥料袋など)は使用しないでください。 ●プラスチック製のふたとラベルは容器包装プラスチック(プラクル)に出してください。 ●汚れのとれないものは可燃ごみに出してください。

広告

神奈川環境開発株式会社
 Reduce・Reuse・Recycle **3R**
 エコアクション21 一般廃棄物収集 廃家電・多量ゴミ対応
 認証番号0012137 油水槽ピット清掃 産業廃棄物優良認定取得
 平塚市許可業者 MAP D-1 ☎0463-21-4792(代) 神奈川環境開発 検索

問 収集業務課 ☎21-8796

●分別の種類は、大別して次のとおりに分かれています。

- ①資源再生物 (古紙類、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油)
- ②ペットボトル(♻️表示があるもののみ)
- ③容器包装プラスチック(プラクル) (♻️表示があるもののみ)
- ④可燃ごみ ⑤不燃ごみ ⑥有害ごみ
- ⑦粗大ごみ ⑧小型家電 ⑨剪定枝

種類	主な物品	出し方・注意点
資源再生物	容器包装プラスチック(プラクル) ポリ袋、ボトル類、パック類、チューブ類、発泡スチロール製の梱包材や緩衝材、プラスチックやビニール製の容器と包装(♻️表示があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●残りかすや汚れを取り、袋類、トレイ、カップ類など種類に関係なく一緒に透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●汚れのとれないものは可燃ごみに出してください。 ●容器をつぶしたり、丸めるなどして、できるだけ体積を減らしてください。 ●在宅医療廃棄物(カテーテルなどの針なしチューブ、点滴バッグなどのけがや感染の危険性の低いもの)は可燃ごみに出してください。

種類	主な物品	出し方・注意点
可燃ごみ	生ごみ(調理くず、残飯、貝殻など)、枯れ葉、資源にならない油などの染み込んだ紙や布類、靴、スポンジ、ゴム付きマット、座布団、吸い殻、保冷剤、乾燥剤、使い捨てカイロ、ビデオテープ、カセットテープ(保管用カバー、ケースは不燃ごみへ)	<ul style="list-style-type: none"> ●可燃ごみは最大30cmまで。 ●透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●生ごみはよく水を切り、袋の口を結んで出してください。 ●段ボールは資源再生物の古紙類です。ごみの容器として使用しないでください。 ●ふとん、ござ、カーペット、マットレス(スプリングなし)などは、30cm以内に裁断してひもで縛って出すこともできます。
不燃ごみ	茶わん、皿などの陶器類、植木鉢、傘、板ガラス、扇風機、炊飯器、鏡、プラスチック製おもちゃ、硬質プラスチック類、パケツ、洗面器、CD、木材(加工品)、掃除機など ※立方体の場合、1辺の長さが50cm以内	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池は、外して有害ごみに出してください。 ●束ねるか、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●割れた蛍光灯は資源化できないため、他の不燃ごみと一緒に出してください。
有害ごみ	蛍光灯(直管型、環型、電球型など) ※白熱灯やLED製品、割れた蛍光灯は他の不燃ごみと一緒に出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光灯、蛍光球は分別処理をしています。割れないように、購入時、買い換え時の容器または透明、半透明の袋に入れ、他の不燃ごみとは分けて出してください。
粗大ごみ	使い切った乾電池、コイン型電池(形式記号CRまたはBR)、水銀体温計、水銀血圧計、ライター類	<ul style="list-style-type: none"> ●有害ごみは乾電池ボックスに入れてください(ボタン型電池(形式記号SR、LRまたはPR)や充電式電池は回収協力店にお持ち込みください)。 ●ライター類は、使い切ってから出してください。数が多い場合は、袋に入れて「ライター」の表示をし、乾電池ボックスの中に入れてください。
小型家電	ふとん、じゅうたん、カーペット、ござ、椅子、応接セット、タンス、机、テーブル、ベッド、マットレスなど ※立方体状の場合、1辺の長さが50cmを超え2m以内 ※棒状、板状の場合、長さが1mを超え2m以内 ※重さが25kg超 ※処理施設に持ち込むこともできます。(P42参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●解体するなどして、小さくして出せるものは分別して上の分類により出してください。 ●有料での各戸収集です。幅・奥行・高さを調べP40の二次元コードから粗大ごみ回収の申込みをご確認ください。 ●品物の大きさにより粗大ごみ等収集処理手数料納付券が複数枚必要になります。 ●事前予約時に粗大ごみ等収集処理手数料納付券の購入枚数とお近くの購入先店舗、収集日をご案内します。 ●収集日の朝8時30分までに納付券を貼って事前予約時に指定された場所にお出ください。
剪定枝	回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ20cm程度の電気や電池で動く家電製品 例:携帯電話、ゲーム機、ゲームソフト、カメラ、コード、ACアダプタ、リモコン、モデム、ルーター、イヤホン、CDプレーヤー、MDプレーヤー、ラジオなど	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館および中央公民館、市役所本館・別館、環境事業センター、リサイクルプラザ、資源回収センター(平塚市資源回収協同組合)に設置している小型家電専用回収ボックスに投入してください。 ●個人情報情報は消去してください。 ●乾電池は外して有害ごみに出してください。 ●CD、MD、パソコン、電球、蛍光灯は対象外です。
	1本の太さ10cm以内、長さ80cm以内(葉付きでも可) 大人一人が運べる重さにして、樹脂製、自然素材のひも(金属製の針金、ワイヤーなどは不可)で太さ30cm以内に束ねる。	<ul style="list-style-type: none"> ●無料での各戸収集です。P40の二次元コードから剪定枝の排出方法をご確認ください。 ●可燃ごみや不燃ごみで出すことはできません。 ●草や葉のみの場合は可燃ごみに出してください。 ●造園業者(生きがい事業団等も含む)などの業者に剪定を依頼した場合は、処理も剪定した業者に依頼してください。

市で処理できないごみ

次のものは、市で収集・処分できないごみになるため、ごみステーションに出さないでください。

- ピアノ、タイヤ、バッテリー、消火器、耐火金庫、風呂桶(浴槽)、土砂、石、コンクリートブロック類、レンガ、臼、瓦、灯油、ガソリン、塗料、薬品、農薬、サーフボード、発電機、太陽光発電設備、車やバイクの関連部品など

▶購入先または専門処理業者にご相談ください。

●オートバイ

▶購入先など(廃棄二輪車取扱店)にご相談ください。

●在宅医療廃棄物(針など鋭利なもの)

▶医療機関にご相談ください。

●家電リサイクル法対象品目

冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、洗濯機・衣類乾燥機

- ▶購入先または買い替えた店に依頼してください。
- ▶P42の2社へ直接搬入または市へ収集を依頼することもできます。

●パソコン

▶メーカーに引き取りを依頼してください。

認定事業者による回収もあります。

リネットジャパンリサイクル(株) <https://renet.jp>

事業活動で生じたごみなど事業者が排出するごみは市では収集しません。民間の収集運搬処理業者に依頼(有料)するなどしてください。

リサイクル・エコ生活

ごみの持ち込み方法

問 収集業務課 ☎21-8796

家庭から出たごみは、有料で処理施設に直接持ち込んで処理することができます。なお、持ち込める物品や日時に制限があります。事前に各施設にご確認ください。

●家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法の対象品目(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、洗濯機・衣類乾燥機)は、次の場所に持ち込むことができます。郵便局で家電リサイクル券を購入してから、持ち込んでください。

●持ち込める施設

西濃運輸(株) 茅ヶ崎指定引取場所

茅ヶ崎市萩園3886 ESR茅ヶ崎ディスティビューションセンター 1階 ☎0467-87-1305

●受付日時

月～土曜日(日曜日、祝日等は休み)
午前9時～正午、午後1時～5時

(株)サトウ リサイクル部門

茅ヶ崎市萩園1075 ☎0467-84-6785

●受付日時

月～土曜日(日曜日、祝日等は休み)
午前8時～正午、午後1時～5時



●可燃ごみ・粗大ごみ(ふとん・カーペット類)等

●持ち込める施設

環境事業センター

大神3-15-1 MAP⑤D-4 ☎55-6615

●受付日時

月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
土曜日、祝日 午前9時～正午、午後1時～3時

●定休日 日曜日、年末年始

●不燃ごみ・粗大ごみ(家具・タンス類)等

●持ち込める施設

粗大ごみ破碎処理場

堤町3-5

MAP⑦D-1

☎22-4557

●受付日時

全日 午前9時～正午、午後1時～4時

●定休日 毎月末(29日～31日)、1/1～1/3

●予約 土曜日、日曜日、祝日、混雑期は要予約です。電話またはインターネットで予約してください。

インターネット予約のご利用にあたっては、右の二次元コードから直接ページに移動できます。



予約はこちらから

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

このアプリは、お住まいの地域のごみや資源の収集日のほか、手軽に分別方法を調べることができる機能が付いたアプリです。

●アプリのインストール方法

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のご利用にあたっては、右の二次元コードからダウンロードが必要となります。また、iPhoneなどのiOS端末は「App Store」、Android端末は「Google Play」でアプリ「さんあ〜る」をダウンロードできます。



Android版



さんあ〜るアイコン



iOS版

環境にやさしい取組み

平塚市では、環境にやさしい取組みが市内に広がっています。多くの家庭や企業、団体が環境を守るための行動を実践しています。

ひらつかCO₂CO₂(コツコツ)プラン

問 環境政策課 ☎21-9762

地球温暖化防止のために、できることから取り組もうという行動プランです。地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出量を減らすため、環境に配慮した行動を呼び掛けています。

わかば環境ISO

問 環境政策課 ☎21-9762

市内の幼稚園や認定こども園、小・中学校でISO14001のしくみを取り入れた「わかば環境ISO」に取り組んでいます。

落ち葉や給食の残りを堆肥化したり、教室の照明を小まめに消したりするなど、環境にやさしい学校づくりを進めています。

コンポスターの廉価販売

問 環境政策課 ☎21-9762

生ごみの減量化、資源化を進めるため、生ごみの処理容器(コンポスター)の廉価販売をしています。詳細は環境政策課へお問い合わせください。販売は環境政策課(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)およびリサイクルプラザ(年末年始(12/29～1/3)を除く)で行っています。

まちぐるみ大清掃

問 環境政策課 ☎21-9762

毎年、春と秋に全市一斉に自宅の周りの道路や公園をきれいにする「まちぐるみ大清掃」を実施しています。「ごみのないきれいなまち ひらつか」を一緒に作りましょう。

生ごみ自家処理相談会

問 環境政策課 ☎21-9762

家庭から出る生ごみを活用した堆肥の作り方を学ぶ相談会を実施します。

フードドライブ

問 環境政策課 ☎21-9762

食品ロス削減や貧困問題の対策の一環として、家庭で余剰となっている食品を寄付していただくフードドライブを実施します。

平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例

問 環境政策課 ☎21-9762

平成18年10月1日に施行したこの条例は、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することなどにより、豊かで住みよい地域社会の実現を目指すものです。

空き缶や吸い殻、ペットのふん尿などの放置・投棄を禁止しています。また、平塚駅周辺に路上喫煙禁止区域を定めて、喫煙を禁止しています。

補助金

次の施設を家庭に設置する場合、その費用の一部を補助します。ただし、すでに設置・購入したものや工事に着手しているものは対象になりません。

なお、年度当初から申請を受け付け、予算額に達した時点で終了となります。

雨水貯留槽

問 下水道経営課 ☎21-8786

- ▶対象 100ℓ以上の雨水貯留槽で、集水管・本体・排水管で構成する施設
- ▶補助金額 本体価格(消費税および地方消費税を除く)の2分の1(限度額30,000円)

浄化槽転用雨水貯留槽

問 下水道経営課 ☎21-8786

- ▶対象 公共下水道などへの接続時に不用となる既設の浄化槽を転用した雨水貯留槽で、集水管・浄化槽本体・ポンプ施設(固定式)・散水設備・排水管で構成するもの
- ▶補助金額 設置費用(消費税および地方消費税を除く)の2分の1(限度額40,000円)

ゼロエネルギーハウス導入(ZEH)

問 環境政策課 ☎21-9762

- ▶対象 市内に建築されるZEH住宅
- ▶補助金額 200,000円